



令和6年11月22日

杉戸町議会議長
伊藤 美佐子 様

議席番号4番 久松 祐樹

政務活動結果報告書

下記の通り、視察を行いましたので、報告いたします。

1. 視察日：令和6年11月7日（木）～8日（金）の2日間
2. 視察者：無党派 久松祐樹
3. 視察先
 - (1) 11月7日（木）
大阪府寝屋川市 寝屋川市役所
 - (2) 11月8日（金）
奈良県三宅町 三宅町交流まちづくりセンターMi i Mo
4. 視察内容
 - (1) 大阪府寝屋川市
 - ・子どもたちをいじめから守るための取組
 - (2) 奈良県三宅町
 - ・住民主体の町づくり体制
5. 視察状況
 - 別紙第1、別紙第2のとおり
 - 添付書類
 - 別紙第1 寝屋川市視察状況
 - 別紙第2 三宅町視察状況

寝屋川市における視察状況

1、背景

全国的にいじめの認知件数は年々増加していますが、今まで認知されなかったいじめが認知されるようになり、件数が増加したことも要因にあります。しかし、いじめは学校教育の大きな課題のひとつであり、認知されたいじめをどのように解決していくか、またいじめを未然に防ぐにはどうしたら良いのかを杉戸町においてもより一層に考えていく必要があると思っています。

2、目的

大阪府寝屋川市では、認知したいじめ全件について、1か月以内にいじめ行為を停止させ、全件でいじめの終結を確認しています。学校・行政等、どのような取組をされているのかを調査し、いじめから子どもたちを守る体制の強化を目指すための取組に研究していきたくためです。



3、内容と成果

教育的アプローチの限界

寝屋川市では、学校・教育委員会における通常のいじめ対応(教育的アプローチ)では、子どものSOSに十分に対応できないことから、令和元年10月に監察課を設置し、市長部局によるいじめ対応(行政的アプローチ)を取り入れています。監察課は、学校・教育委員会の対応とは関係なく、市役所職員が被害者に直接的に対応しており、監察課が独自で入手した1次データに基づき対応されています。監察課の目的はいじめを人権問題として捉え、1か月以内にいじめを即時停止させることです。「2、目的」で述べたように、認知したいじめ全件について、1か月以内にいじめ行為を停止させ、全件でいじめの終結を確認しています。終結とは、いじめ行為の停止後3か月を学校で見守り、再発がないことを指します。教育的アプローチと行政的アプローチを並走させる意義は、第三者的視点でいじめ対応の不備をチェックできたり、第三者的視点で事後の検証を実施でき、教育的アプローチと行政的アプローチの2つのルートを提示することで、相談者が望む形の解決を選択でき、教職員等との問題にも対応ができることです。また、教職員の負担軽減や専門的な対応もできます。寝屋川市では、各種対策を打ってきたにもかかわらず、長年いじめ問題が繰り返されてきた原因の一つは、教育的アプローチか行政的アプローチかのどちらかひとつのみを強化してきたこととされており、2つのアプローチを並走させています。

教育的アプローチ (学校・教育委員会による通常のいじめ対応)		行政的アプローチ (市長部局「監察課」によるいじめ対応)
教育的な指導による 「人間関係の再構築」	目的	いじめを人権問題として捉え 「いじめの即時停止」
いじめられている側・いじている側 ⇒ 教職員にとって共に大切な児童・生徒	対象	被害児童・生徒、加害児童・生徒の概念を用いる
ほとんどのいじめ事案(99%)が解決	メリット	・短期間で判断・解決 ・児童と教職員の問題にも対応 ・独自データに基づく「是正勧告」の実施
・「人間関係の再構築」に長期間を要する ・児童と教職員の問題への対応が困難	デメリット	「人間関係の再構築」が困難
国が定めるいじめ防止対策推進法や基本方針に基づき対応 (法に基づくいじめの認定)	対応	独自に収集した1次データに基づき対応 (独自の基準によるいじめの認定)

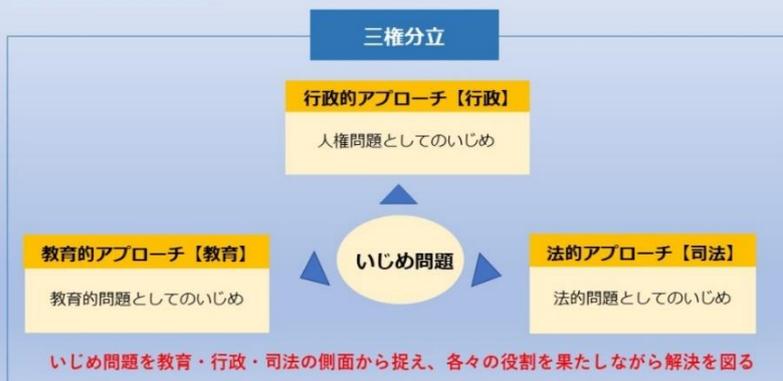
法的アプローチという最後の手段

さらに、教育的問題としてのいじめ（教育的アプローチ）・人権問題としてのいじめ（行政的アプローチ）対応に加えて、いじめを法的問題としても捉えています。教育的アプローチ・行政的アプローチによる解決が難しいときには、最後の手段として、賠償請求などの民事訴訟や刑事告訴の支援、最大30万円の弁護士費用を補助する法的アプローチによる対応も行っています。転校先の学校生活における費用の支援や被害を受けた物品の買換えに要する購入費の支援も行っています。法的アプローチを実施した事例は令和4年度に1件ありました。いじめ問題を教育・行政・司法の側面から捉え、各々の役割を果たしながら解決を図っております（いじめ対応の三権分立）。3段階アプローチは第2段階の行政的アプローチからも可能であり、監察課に直接相談することもできます。

いじめ対応の三権分立

法的アプローチ

賠償請求などの民事訴訟や刑事告訴の支援、弁護士費用を補助



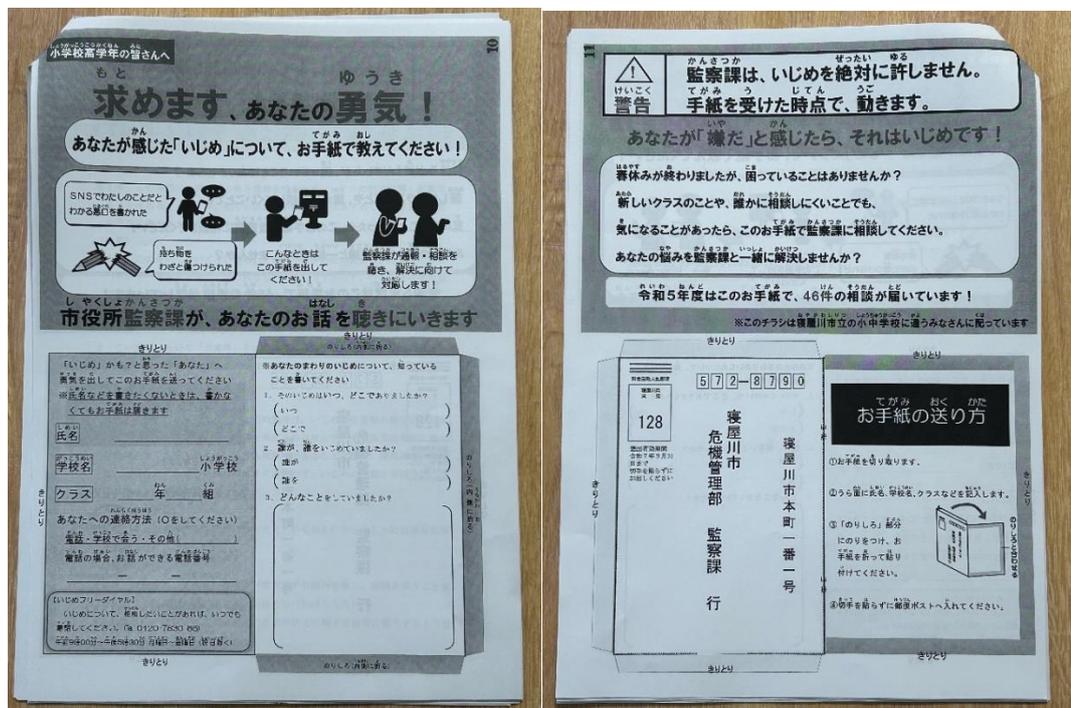
3段階アプローチ

	主 体	対象の概念	目 的	課 題
第1段階 教育的 アプローチ	・学 校 ・教育委員会	教育・指導の対象としての児童	人間関係の再構築	長期間を要する解決
第2段階 行政的 アプローチ	市 役 所 監 察 課	被害児童・加害児童 の概念を用いた対応	事態の早期収拾	人間関係の再構築
第3段階 法 的 ア プ ロ ー チ	・弁護士 ・警 察 ・裁判所	法的手続の当事者 (原告・被告等)	・責任の追及 ・損害の回復	人間関係の再構築

← Page Top

早期発見のための情報収集と子どもたちをいじめから守るための条例

いじめを早期発見するための情報収集といじめの抑止のために、「攻めの情報収集」として、毎月1回、市立の全児童・生徒にいじめ通報促進チラシを配布されています。令和5年度は監察課に137件（いじめ以外の相談を含む）の相談があり、チラシによる相談は46件でした。46件の内訳は本人による案件が24件、保護者による案件が9件、クラスメイトによる案件が13件でした。いじめ通報促進チラシ以外の相談は、メール・来庁による案件が23件、フリーダイヤルによる案件が49件、いじめ通報アプリによる案件が16件、LINE相談による案件が3件でした。いじめ通報促進チラシには氏名記載の欄がありますが、匿名での相談も可能です。いじめを絶対に許さない！すぐに動きます！といじめの即時停止に力を入れております。いじめの未然防止への取組は、子どもが主体的に防止するために、小6と中3の児童・生徒に暴力防止プログラムを行い、その後に監察課が直接訪問されています。



「子どもたちをいじめから守るための条例」がされており、いじめが子どもたちへの人権侵害に関する問題であることに鑑み、いじめゼロに向け市長部局で新たな取組を行うべく、児童等の命と尊厳を守るため、いじめの防止に関し必要事項を定めています。特徴としては、保護者及び地域住民の責務の明示と市長の権限明示です。前者は、寝屋川市に対し、いじめに関する情報提供を行う責務（努力義務）を負うこと、後者は、いじめの防止の申出があったときの必要な調査を行うことができ、市長より学校その他の寝屋川市の機関に対し、児童等に対する見守り、いじめ防止の環境整備、訓告・別室指導その他の懲戒、出席停止、学級替え、転校の相談及び支援等の措置を講ずべきこと勧告できます。

4、所見

いじめを人権問題として、絶対に許さない！という姿勢で、いじめから子どもたちを守るための取組はとても重要だと思っております。寝屋川市では、教育的アプローチでは、子どものSOSに十分に対応できないことから、監察課を設置しております。監察課の設置の意義のひとつは、相談先の選択肢を増やすことであり、相談者にとって相談しやすい環境の整備です。それが、学校側の負担軽減にも繋がっており、学校・行政・家庭それぞれにメリットがあり、認知したいじめの全件の終結にも繋がっていると思います。また、最後の手段として法的アプローチを取り入れ、いじめは法的問題であるという強い認識があります。

一点気になっているのは、早期発見のための情報収集は重要であります。いじめ通報促進チラシの「通報」です。もちろん、いじめは悪いことであり、悪いことをしたら通報されるのは間違いではないと思います。しかし「通報されるからいじめをしてはいけない」という認識になっているところはないかが疑問点です。

「通報されるからやってはいけない」ではなく、「いじめはやってはいけないことだからしてはいけない」という認識が子どもたちに十分に伝わっているかというところです。未然防止への取組として、暴力防止プログラムなどをされていますが、指導を受けた加害者がターゲットを変えていじめを行い、別の被害者が出ていともお話がありました。やって良い事と悪い事、善悪の基準を子どもたちに伝えていくことが、いじめ問題の解決にはとても大切だと考えております。寝屋川市のように、いじめを人権問題として、絶対に許さない！という取組は非常に素晴らしいものであり、杉戸町においても必要だと思っております。子どもたちを本気で守ってくれる人がいることや場所があることは、子どもたちの成長にとって不可欠であると思っております。

寝屋川市の参考データ（令和6年4月1日現在）

○人口 225,140人

○世帯 112,835世帯

○市内の公立小中学校数と児童生徒数 約15,000人

小学校 24校10,110人

中学校 12校5,170人

○市で認知したいじめ事案（市全体の数値）

令和元年度 172件

令和2年度 169件

令和3年度 183件

令和4年度 337件

令和5年度 431件

（令和元年度から令和3年度はコロナウイルスの影響もあった）

三宅町における視察状況

1、背景

「私たちの声が町に届いていない」

地域の方々から、こんな声をお聞きすることは少なくありません。しかし、行政側も町民の声をお聞きしていないわけではなく、お聞きした声を町づくりに反映されているところは多々あると思われます。十分に届いていないというのが現状であると思われます。また、行政の対応に納得感がないこともあるのではないのでしょうか。住民の声を町づくりにどのようにして反映させるのか、住民と行政が足並みを揃えて発展していく町づくりとはどのようなものなのか、十分な検討が必要であると思っております。

2、目的

奈良県三宅町では、民間目線のまちづくりをととても大切にされています。三宅町交流まちづくりセンターMi i Moは、施設の構想段階から住民の方々と施設機能の検討を重ね、様々なニーズに応える施設となっています。利用者目線、住民目線の運営を進めており、住民との対話から積極的に意見を取り入れており、住民の声を反映したまちづくりのお手本だと思っております。住民目線のまちづくりのために心掛けていることは何か、何を大切にしているのか、どのような取組をされているのかを明らかにしたいためです。



3、内容と成果

三宅町交流まちづくりセンター Mi i Moについて

背景と目標

○人口減少が続いている

三宅町の人口は、1993年の8672人をピークに減少が続き、2021年には6770人まで減少しています。さらにこのまま人口が減少すると、2064年には2521人とさらに減少し、小中学校の子ども数は、約450人から116人減少すると推計されています。

○三宅町の強みを生かし、まちの未来を育む

このような状況の中で、三宅町の強みを生かし、まちの未来を育むことが求められています。三宅町にはまちを支えるための「ひと」と、使われなくなっている・活かしきれていない「もの」があります。また、幼稚園と小学校は一つで、中学校も一緒なので、小さなころから社会人の一歩手前になるまで、町全体としてひとつの流れでよい環境を整えるのに適しています。

○Mi i Moは「三宅町の未来を育むまちの拠点」

それら三宅町の資産を活かし、「三宅町交流まちづくりセンターMi i Mo」を中心に、まちのみんなができること、やりたいことを積み重ねることで、未来に向けて「まちがよくなった」と実感できる、子どもたちが元気に暮らし、まち全体が生き生きするような、三宅町の未来を目指します。

建物概要

○敷地面積 1542.28㎡ ○建築面積 967.02㎡

○延床面積 1881.56㎡

(内訳1階449.51㎡・2階690.08㎡・3階741.97㎡)

○構造 鉄骨造 ○建物高さ 11.35㎡

○建築工事費 約785百万円 ○解体工事費 約79百万円

(以前の中央公民館敷地には広場と駐車場を、役場前駐車場にはMi i Moを建設)

○外構工事費 約31百万円 ○設計費 約107百万円

○備品費 約40百万円 ⇒総事業費 約10億円

○広場 人口芝 ○駐車場 31台(役場兼用)

主な諸室

- 1F フリースペース・Mi i Moホール・コワーキングカフェ・まちキッチン・Mi i Mo食堂⇒まちキッチンではごまの焙煎機もあります。煎り立ての金ごまはふるさと納税の返礼品にもなっています。Mi i Moホールの充足率は約50%です。
- 2F 図書フロア・自主学习スペース・学童保育クラブ
- 3F コミュニティールーム1・2・3・子育て世代包括支援センター・事務室



経過

- 平成29年度 三宅町複合施設整備基本構想 策定
- 平成30年度 三宅町複合施設整備基本計画 策定
- 平成31年度（令和元年度）（仮称）三宅町複合施設 基本方針・実施設計・運営企画支援業務 スタート（令和3年度まで）
- 令和2年度（仮称）三宅町複合施設新築工事・複合施設プロジェクトチーム 発足・施設運営計画 策定
- 令和3年度 Mi i Mo運営委員会 発足・中央公民館解体・外構工事・グラウンドオープン

組織

管理体制 町直営（担当課：政策推進課）

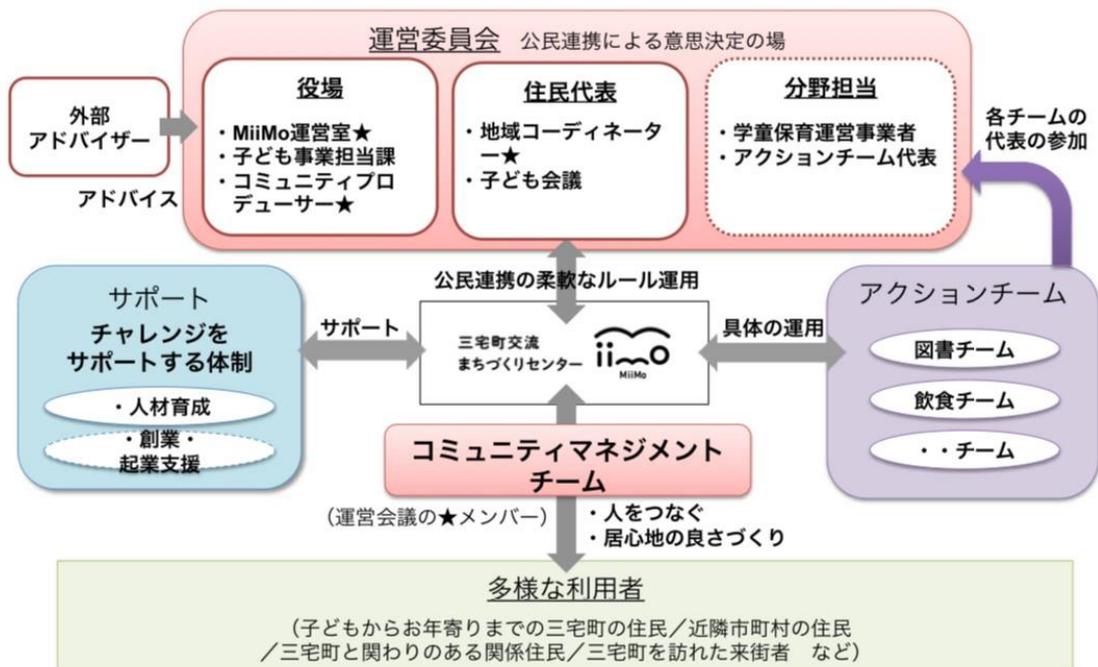
スタッフ：窓口コンシェルジュ3名・図書フロア4名

⇒職員（会計年度任用職員）には、Mi i Moの考え方を腑に落としていただくため、毎月研修を実施されています。理念の共有を大事にされていて、Mi i Moの理念を踏まえ、仕事をしていただけるよう職員の研修を開催している。

住民参画等

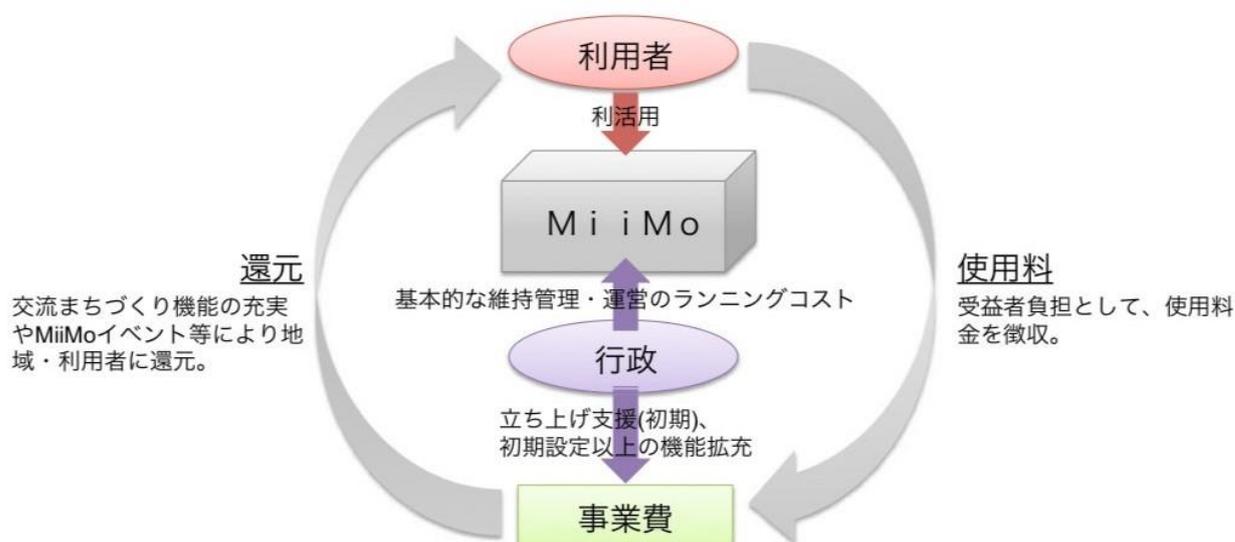
地域コーディネーター・キッチンシェアメンバー・図書運営委員会・Mi i Moクラブ

地域住民にM i i M oの企画運営の最高決定機関に着いて頂く運営体制



M i i M oは施設の構想段階から住民の方々と施設機能の検討を何度も重ね、住民の様々なニーズに応える施設になっています。構想段階では、複合化を目指している施設利用者を対象に、フラットに住民が集まれる場所に向向いて「複合施設を建てるのですが、どのような設備があれば良いと思いますか？」とざっくばらんに話を伺いに回られました。そして、利用者アンケート及び施設管理者アンケートを実施後、町民プロジェクトチームを公募して13名を採用してワークショップ形式で、課題の検討から最終的にはプロジェクトメンバーが中心で、住民タウンミーティングを開催しました。構想・計画を決めた後、施設運営のルールを決めるために、地域コーディネーターを公募して7名を採用して会議を開催しました。そこで「管理運営計画書」を作成していただきました。建設が完了してからは「運営委員会」メンバーに地域コーディネーターの方をスライドしてお入り頂き、運営面での課題検討にご意見を頂く場として、M i i M oの企画運営についての最高決定機関に着いて頂きました。運営委員会メンバーは、15人～40人くらいのワークショップを約20回行った際に参加された方で、参加されたときの発言も参考に、自分のやりたいことではなく、三宅町のことを思ってやって頂けること基準に選出されております。その結果、住民の方からの声を反映できるのと、行政側の思いもご理解頂ける場となっています。運営委員会は、住民代表・職員・事業者等M i i M oに参画する関係者から組織され、M i i M o運営の方向性を決められています。多数決はせず、運営委員会全員の納得の上で進める対話形式で進められます。議会からの提案も運営委員会で審議され、ルール決めはすべて住民代表の方を主役に決められています。

施設使用料を利用者に還元する循環型の財政



Mi i Moでは施設の基本的な維持管理・運営費は、行政サービスとして行政予算で確保されておりますが、Mi i Moの機能充実のための必要な予算は、事業費とされており、初期の立ち上げ期は、行政より事業費を支出されておりましたが、現在は施設の収入で事業費をまかなえる循環型の運営をされております。機能充実の例としては、「イベント実施費用」「コミュニティープロデューサー」「専門家アドバイス謝金」等です。事業費は、使用料など施設での収入をあて、地域や利用者に還元するといった斬新な運営をされています。

利用料金（次ページ参照）は比較的高いのですが、すべて交流まちづくり機能の充実やMi i Moイベント等により地域・利用者に還元されています。利用者の支払った利用料が、Mi i Moの活性化に使われているという見える化で利用料が高くても、利用者の満足度は高く、地域活動がより活発になった団体もあり、やりたいことにはみんなでお金を出し合うようになりました。

1階にあるMi i Moホールでは、外部から内部の活動が見えないように仕切ることでもできるが、仕切りを使用すると利用料が全面使用で+3000円(クローズ)となる料金設定をされています。これは、外部から見たときに内部で何をやっているのか活動の様子が見えるようにして、住民交流を図るための取組であります。これらの施設利用のルールも運営会議で決定されたものです。Mi i Moの目標を土台として、何にいくら使うのかは運営会議で決められております。事業費の使い道を決める話し合いで時間はかかることもありますが、住民が自分たちで決めたことでありますので、納得感があります。

運営の課題としては、現在は直営だが、住民主体の企画運営を行う法人（まちづくり会社）にどのように移行していくかでありましたが、地域起こし協力隊を中心とした法人化がスムーズではないかと検討されております。

MiiMo利用料金表



1階のお部屋

スペース		時間区分等	町内在住者 (まほろば広域含)	町内在住者 (営利目的)	町外 在住者	町外在住者 (営利目的)
MiiMo ホール	全面使用 (198㎡)	午前・午後 (9:00-18:00)	1,000円/時間	1,500円/時間		2,000円/時間
		夜間 (18:00-21:00)	1,200円/時間	1,800円/時間		2,400円/時間
		クローズ (大)	3,000円/回	3,000円/回		3,000円/回
	部分使用 (126㎡)	午前・午後 (9:00-18:00)	1,000円/時間	1,500円/時間		2,000円/時間
		夜間 (18:00-21:00)	1,200円/時間	1,800円/時間		2,400円/時間
		クローズ (小)	2,000円/回	2,000円/回		2,000円/回
まちキッチン (フリーキッチン)		午前・午後 (9:00-18:00)	600円/時間	900円/時間		1,200円/時間
		夜間 (18:00-21:00)	800円/時間	1,200円/時間		1,600円/時間

3階のお部屋

スペース		時間区分等	町内在住者 (まほろば広域含)	町内在住者 (営利目的)	町外 在住者	町外在住者 (営利目的)
コミュニティルーム 1		午前・午後 (9:00-18:00)	600円/時間	900円/時間		1,200円/時間
		夜間 (18:00-21:00)	800円/時間	1,200円/時間		1600円/時間
		空調使用料	100円/時間	100円/時間		100円/時間
コミュニティルーム 2		午前・午後 (9:00-18:00)	400円/時間	600円/時間		800円/時間
		夜間 (18:00-21:00)	600円/時間	900円/時間		1,200円/時間
		空調使用料	100円/時間	100円/時間		100円/時間

屋外広場 (駐車場は除く)

スペース		時間区分等	町内在住者 (まほろば広域含)	町内在住者 (営利目的)	町外 在住者	町外在住者 (営利目的)
MiiMo 広場	全面 占有	午前・午後 (9:00-18:00)	1,000円/時間	1,500円/時間		2,000円/時間
		夜間 (18:00-21:00)	1,200円/時間	1,800円/時間		2,400円/時間
	1区画 (9㎡)	午前・午後・夜間 (9:00-21:00)	200円/時間	400円/時間	200円/時間	400円/時間

コワーキングカフェの利用料金とプラン

プラン	1人あたりの 使用料	Wi-Fi	登記・ 住所利用	郵便受取	ロッカー	同伴者との利用 (2名まで)
ドロップイン	100円/時間	○	×	×	○ (1日単位)	×
	500円/日					
長期プラン	7,000円/月	○	△	△	◎ (長期利用可)	○

△ : 6か月以上の長期プランを申込の方のみ。別途月額4,000円が必要です。

※大和まほろば広域定住自立圏内(天理市・山添村・川西町・田原本町)にお住まいの方は町内在住者と同料金です。

その他の取組

○ルール決めの徹底

MiiMoではルール決めも徹底されております。各ルールも運営委員会で審議され決定されます。例えば、MiiMo食堂では調理器具を収納する場所などのルール決めをして、ルールを守れない方に対しては、販売をお断りしたこともあるようです。ルールを守って、みんなが快適に使えることを大切にされています。また、MiiMoひろば（人口芝の広場）では「MiiMoひろばのおやくそく」を設けておりました。「禁止」ではなく「おやくそく」とすることで、ルールを守ろうという意識を高めて、みんな気持ちよく使えるような工夫もされております。これらも運営委員会で決められました。



○次世代のリーダー養成

今は運営が成り立っていますが、将来はどうなるか分からないということから、次世代のリーダー養成にも力を入れております。ゼロから子どもたち自身で企画し、新しいことにチャレンジするプロセスを大切にされております。「周りの人をハッピーにする」「三宅町の資源を活用する」プロジェクトを募集されており、ここにもMi i Moの理念が組み込まれております。

子ども会議新体制スタート!!

三宅町以外の方も歓迎します!

三つのプロジェクトで君だけの探求心を磨こう!

小学生から中学生まで!

1 自然体験プロジェクト

自然に触れながら主体性や感受性を育もう!

自然外で遊ぶ子が好きな子、ゲームが好きな子にぴったり!

小学生から中学生まで!

活動内容(予定)
ツリーハウスの製作
餅つき BBQ
キャンプ

毎週/第2・4土
午前10時から12時

申し込みはこちらまで!

2 イベント企画運営プロジェクト

ゼロからコトを生み出すことで創造力や主体性を育もう!

小学生から中学生まで!

新しいことにチャレンジしたい子、誰かと協力するのが好きな子にぴったり!

活動内容(予定)
流しぞうめん 超巨大ダンボール迷路
クリスマスイベントの企画運営
プロジェクトメンバー発案のイベント

毎週/第2・4土
午後14時から16時

申し込みはこちらまで!

3 小さな町から大きな夢を育むプロジェクト

挑戦と失敗を重ね、大きな夢を持つ豊かな大人になろう!

小学生から高校生まで!

やりたいことがある人、三宅町を盛り上げたい人にぴったり!

※審査の上で採択されたプロジェクトのみ活動

審査基準
周りの人をハッピーにするもの
三宅町の資源を活用するもの

申し込みはこちらまで!

主催: Mi i Mo運営委員会

運営 | 一般社団法人imargin
Tel: 080-8306-8330
Mail: imargin.official@gmail.com
お問い合わせ

4、所見

全国で2番目に小さい町である三宅町ですが、まず第一に、人と人との温かさを感じさせて頂きました。職員がMi i Moにいらっしゃった方に「〇〇さん！」と積極的に声を掛けていて、いらっしゃった方の最近の様子などをお聞きしていました。ひとりひとりの顔も覚えていて、いらっしゃった方を大切にされていることがすぐに伝わって参りました。また、Mi i Moの階段には、町民のチャレンジしたいことを掲示しており、町民のチャレンジをオープンにして、地域で応援していこうという取組もされていました。温もりと交流が何といたっても最初に感じた魅力です。また、働いている方々にMi i Moの理念を理解して頂くために、毎月研修を開催しており、何のためにMi i Moがあるのか、何を目指しているのかなど、職員全員がMi i Moの理念を共有されている徹底さは大変素晴らしいと思いました。それが、利用者の満足度の高さに繋がっているのではないのでしょうか。

また、住民の「やりたい」「やってみたい」を町が全力でサポートしており、住民の声を反映しやすい運営体制にも参考になる点が数多くございます。住民の声をMi i Moの運営に取り入れるために、住民がMi i Moの企画運営の意思決定の最高決定機関にいることは興味深いです。Mi i Moのイベント実施や施設使用時のルール決めなど、住民代表を中心として、運営委員会で審議されている他に、事業費に使用料など施設での収入をあて、地域や利用者に戻元するという斬新の運営も興味深いです。住民が事業費の使い道を審議できるのも、Mi i Mo運営の大きな特徴です。杉戸町においても、住民代表の意思決定により、事業費の使い道を決めることは検討しても良いかと思っております。対話形式でひとつひとつの話し合いが行われるので、初期段階では、ルール決めがとても大変だったとお聞きしております。しかしその結果、現在では住民からの納得感や満足度が高く、お互いに気持ちよく使える施設を実現しております。住民代表の選出が、「三宅町のことを思ってやって頂ける」ことを基準としているのも大事なポイントだと思われれます。Mi i Moは、住民と行政が協働して創り上げている施設の理想形のひとつであると感じております。杉戸町においても、住民を主役として、行政がそれをサポートしていくことが「私たちの声が町に届いていない」ことへの解決策になるのではないかと考えます。これらの主役は住民であるというまちづくりを要望させていただきます。

本視察にあたり、ご多忙にも関わらず、快くご対応して下さった寝屋川市議会と寝屋川市職員の方々、三宅町議会と三宅町職員の方々に深く感謝を申し上げます。また、視察先との連絡・調整等にお力添えいただきました杉戸町議会事務局にも心より感謝を申し上げます。ご教示いただきました内容を杉戸町の発展繁栄のために活かして参ります。誠にありがとうございました。